感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一（第二十八条及び第三十条関係）

第一欄（届出動物等）	第二欄（感染症）	第三欄（事項）
（略）	（略）	（略）
三　うさぎ目に属する動物（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十六条第一項ただし書の許可を受けて輸入する物及び同法第三十七条第一項に規定する指定検疫物（以下「指定検疫物等」という。）を除く。第八項及び第九項において同じ。）	（略）	（略）
四　哺乳類に属する動物（指定動物、前三項の第一欄に掲げるもの、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第二条第一項各号に掲げるもの及び指定検疫物等を除き、陸生のものに限る。）	（略）	（略）

改正前

別表第一（第二十八条及び第三十条関係）

第一欄（届出動物等）	第二欄（感染症）	第三欄（事項）
（略）	（略）	（略）
三　うさぎ目に属する動物（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十七条第一項に規定する指定検疫物（以下「指定検疫物」という。）を除く。第八項及び第九項において同じ。）	（略）	（略）
四　哺乳類に属する動物（指定動物、前三項の第一欄に掲げるもの、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第二条第一項各号に掲げるもの及び指定検疫物を除き、陸生のものに限る。）	（略）	（略）